

有田町水道事業施設監視システム更新業務

事業者選定プロポーザル実施要領

令和8年9月

有田町上下水道課

目 次

1	表無の概要	- 1 -
2	審査の実施方法	- 1 -
3	参加資格	- 1 -
4	参加受諾書及び参加辞退書の提出	- 2 -
5	プロポーザル実施のスケジュール	- 2 -
6	システムの運用開始について	- 3 -
7	適用の範囲	- 3 -
8	資料の送付	- 3 -
9	企画提案書の提出	- 4 -
10	企画提案書に係る質問書の提出期限及び回答日程等	- 4 -
11	審査方法	- 5 -
12	契約前事前交渉	- 7 -

1 業務の概要

有田町水道事業において、施設監視システムの更新に際して、効率的且つ経済性の向上を図り、透明性・公平性を確保しながら、提示する仕様を満たし最も有田町水道事業での運用に適したシステムを導入するために、指名型プロポーザル方式による事業者の選定を実施します。

- (1) 事業名称 : 有田町水道事業施設監視システム更新業務
- (2) 業務内容 : 仕様書のとおり
- (3) 履行機関 : 契約日から令和10年10月31日(火)まで
- (4) 納入場所 : 有田町上下水道課及び各対象施設(現場機器)
- (5) 提案上限額 : 33,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
但し、これは契約額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 審査実施方法

本審査は、指名型プロポーザル方式により、企画提案書、ヒアリング、デモンストレーション(プレゼンテーション)、見積価格等を総合的に評価し、最も有田町水道事業での運用に適したシステムを企画提案した事業者を優先交渉権者として決定する。

選定された優先交渉権者との契約までの交渉期間で、合理的且つ明確な理由で有田町水道事業施設監視システムに不適合である。又はその事業者が善良且つ秩序正しい者ではないと判断した場合は、優先交渉権を破棄し次点の事業者との交渉を行うこととする。

3 参加資格

参加資格は、次に掲げる事項をすべて満たす者であることとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされた者でないこと。
- (4) 民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされた者でないこと。
- (5) 事業者選定プロポーザル実施までの間に、有田町建設工事等の契約に係る指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者ではないこと。且つ次のいずれかに該当する者が、その経営へ実質的に関与していないこと。
 - a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団員不当行為防止法」という)第2条第2号に規定する暴力団。
 - b 暴力団不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員。
 - c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの。

- d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者へ損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団維持運営に協力し、又は関与している者。
 - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - g 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者。
- (7) 施設の遠隔監視のシステムとして、既に確立システムで提案できること。

4 参加受諾願書及び参加辞退書の提出

参加を希望する者は、プロポーザル参加受諾書（様式１）を有田町上下水道課へ提出すること。

参加を辞退する者、及び審査の途中で辞退を希望する者は、プロポーザル参加辞退書（様式４）を提出すること。

受付時間及び受付期限は次のとおりとする。

- (1) 提出物の受付時間は、平日の開庁時間（８：３０から１７：１５）のみとする。
- (2) プロポーザル参加受諾願書の受付は、令和８年１０月１日（木）９時から令和８年１２月２５日（金）１７時とする。
- (3) 提出方法は、持参のみとし、郵送、電子送付等は認めないこととする。

5 プロポーザル実施のスケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 指名及び資料等の送付
- (2) 参加受諾願書受付・・・・・・・・・・令和８年１２月２５日（金）まで
- (3) 資格審査表の送付・・・・・・・・・・令和９年１月１５日（金）まで
- (4) 資格審査表の提出・・・・・・・・・・令和９年２月２５日（木）まで
- (5) 資格審査結果通知・・・・・・・・・・令和９年３月１９日（金）まで
- (6) 質問等受付・・・・・・・・・・令和９年４月１日（木）から
令和９年５月２１日（金）まで
- (7) 要求機能調査票の提出・・・・・・・・・・令和９年７月３０日（金）まで
- (8) 企画提案書の受付・・・・・・・・・・令和９年７月３０日（金）まで
- (9) 第一次審査（企画提案の審査）・・・・・・・・・・令和９年８月２日（月）９時から
令和９年８月１３日（金）まで
- (10) 第二次審査日程通知・・・・・・・・・・令和９年８月１３日（金）予定
- (11) 第二次審査（デモンストレーション・プレゼンテーション）・・・・・・
令和９年９月２７日（月）から
令和９年１０月２２日（金）まで
- (12) 審査結果通知・・・・・・・・・・令和９年１０月２９日（金）予定

- (13) 契約前事前交渉 令和 9 年 1 1 月 5 日（金）から
令和 1 0 年 2 月 2 5 日（金）まで
- (14) 契約締結 令和 1 0 年 4 月 3 日（月）予定
- (15) 事業期間 令和 1 0 年 4 月 6 日（木）から
令和 1 0 年 1 2 月 8 日（金）まで

注意 1 第二次審査の日程は、抽選にて決定する。

注意 2 質疑、書類の提出は、いずれも平日 8 時 3 0 分から 1 7 時までとする。

注意 3 質疑の受付は、電子メールのみとする。

注意 4 書類の提出は、持参のみとする。

6 システムの運用開始

システムの運用開始は、令和 1 0 年 1 2 月 8 日（金）とし、この日までに不具合等すべての懸案を解消し、安定した稼働ができるようにすること。

7 適用の範囲

今回の業務の範囲は、有田町水道事業施設監視システム更新業務仕様書のとおりとし、各施設の情報抽出、情報集計、遠隔監視、帳票の作成・印刷、警報の検出・発報等とする。

8 資料の送付

プロポーザルへ参加する者（以下「参加事業者」という）へ審査や企画提案等に必要な資料を次のとおり送付する。送付方法は協議の上決定する。

- (1) 送付日は、令和 9 年 3 月 1 9 日（金）とする。

送付資料

- (2) 有田町水道事業施設監視システム更新業務事業者選定プロポーザル実施要領
- (3) 有田町水道事業施設監視システム更新業務仕様書
- (4) 事業者選定プロポーザル参加受諾書（様式 1）
- (5) 有田町水道事業施設監視システム更新業務仕様書に関する質問書（様式 2）
- (6) 企画提案書送付書（様式 3）
- (7) 事業者選定プロポーザル参加辞退書（様式 4）
- (8) 企画提案書表紙（様式 5）
- (9) 企画提案説明デモンストレーション（プレゼンテーション）及び質疑応答参加報告書（様式 6）
- (10) 機能要件一覧表（様式 8）

9 企画提案書の提出

企画提案書の提出は次のとおりに行うこととする。

- (1) 企画提案書表紙（様式 5）付けて、企画提案書送付書（様式 3）を添付して提出すること。
- (2) 提出期限は、令和 9 年 7 月 3 0 日（金） 1 7 時までとする。
- (3) 提出方法は、持参のみとし、受付は、平日の開庁時間のみとする。
- (4) 企画提案書表紙（様式 5）を使用し、事業者名、提出日、企画提案書毎の番号を記入し、最初に目次を付けて各ページにもページ番号を各ページの最下部の中央に記入して提出すること。
- (5) 企画提案書は、日本語（外国語での表現が一般的で日本語への訳が困難なものを除く）で 5 0 ページを上限として作成し、原則として A 4 版サイズ又は A 3 版サイズとし、A 3 版サイズのページは A 4 版サイズへ折り込んで作成すること。
- (6) 紙面での提出とし、電子媒体での提出は認めないこととする。
- (7) 事業者選定プロポーザルへ参加するにあたり、書類の作成や提出に係る費用、旅費、その他の経費は一切を参加事業者の負担とする。
- (8) 原則として提出された書類の返還は行わないこととする。
- (9) 提出部数

- ・企画提案書送付書（様式 3）・・・ 1 部
- ・規格提案書（正本）・・・ 1 部
- ・企画提案書（副本）・・・ 9 部
- ・機能要件一覧表・・・ 1 部

(10) 提出先

有田町上下水道課

〒849-4153 佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2 2 0 2 番地

電話(0955)46-2746 fax(0955)46-4005

E-mail suido@town.arita.lg.jp

10 企画提案書に係る質問書の提出期限及び回答日程等

質問書の提出期限は、令和 9 年 5 月 2 1 日（金） 1 7 時までとし、電子メールにて、有田町水道事業施設監視システム更新業務仕様書に関する質問書（様式 2）に質問内容を記入の上、提出先アドレスまでメールで送付すること。

回答は随時、回答準備が完了次第に、全参加事業者へ質問内容と回答内容をメールで回答することとする。

11 審査方法

企画提案書及び見積書による第一次審査と、企画提案書説明会デモンストレーション（プレゼンテーション）による第二次審査により審査することとする。

(1) 第一次審査

- ア 参加事業者から提出された企画提案書の各項目を、プロポーザル評価基準に基づき、評価及び採点を行うこととする。
- イ 評価は、技術評価、体制評価、価格評価とする。
- ウ 最高評価を受けた事業者の採点の60％に満たない採点の事業者については第二次審査を行わないこととする。

(2) 第二次審査

- ア 企画提案説明会において、新たな資料等の追加提出は認めないこととする。
- イ 企画提案説明会の日程は、有田町上下水道課にて抽選のうえ決定し、担当者からメールにて連絡することとする。
- ウ 企画提案説明会へ参加できる事業者側の人員は4名までとし、開始前に企画提案説明会及び質疑応答参加者報告書（様式6）に必要事項を記入の上提出すること。
- エ 企画提案説明会の所要時間は、参加事業者1社あたり45分以内とし、その後に質疑・応答を15分行うこととする。
- オ 審査会場及び基本機材（PC入力付大型テレビ、マイク）は、有田町上下水道課で準備することとする。
- カ 基本機材（PC入力付大型テレビ、マイク等）以外の必要な機材等は、参加事業者で準備することとする。

(3) 審査の評価基準、配点について

ア 得点化方法

各評価項目をA～Eの5段階評価を行い、次に示す得点化方法により得点を付与することとする。

評価	評価内容	得点化方法による換算
A	極めて良好（極めて優秀）	配点×100%
B	良好（優秀）	配点×80%
C	普通	配点×50%
D	不十分	配点×20%
E	極めて不十分	配点×0%

イ 企画提案書の評価基準

項目ごとに次のとおりに配点する。

	評価項目		配点
技術評価	① 現況の把握	企画提案書で評価	30
	② 基本機能	機能要件一覧表で評価	60
	③ 検索機能		60
	④ 計測機能		60
	⑤ 印刷機能		40
	⑥ 通信機能		40
	⑦ ハードウェアの構成	企画提案書で評価	40
	小計 A		330
体制評価	① 導入実績	企画提案書で評価	20
	② 保守体制		40
	③ 拡張性（カスタマイズ）		40
	小計 B		100
価格評価	① 導入費用 イニシャルコスト	価格評価の採点式で算 定して評価	40
	② 導入費用 ランニングコスト		30
	小計 C		70
合計 D = (A + B + C)			500

価格評価の算定式（※小数点以下第一位を四捨五入して整数とします。）

評価点＝最低表示価格÷見積書提示価格×配点

ウ デモンストレーション（プレゼンテーション）の評価基準

項目ごとに次のとおりに配点する。

	評価項目		配点
デモンストレーション（プレゼンテーション）	デモンストレーション（プレゼンテーション）	機能要件一覧表、企画提案書からの評価	80
		システムの特徴（アピールポイント）	100
		帳票、グラフの視認性及び使いやすさ	90
		データの保存方法及び保存期限	70
		システムの安全性	80
		システムの拡張性	80
合計E			500

エ 総合評価

各参加事業者の第一次審査の評価点と第二次審査の評価点の合計を評価点とすることとする。

12 契約前事前交渉

- (1) 本プロポーザルは、優先交渉権者を決めるためのものであり、これをもって契約を約束するものではないものとする。
- (2) 本プロポーザルは、令和10年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算が成立しなかった場合は、契約を締結しないものとする。
- (3) 優先交渉権者となった事業者は、令和9年11月5日（金）から令和10年2月25日（金）までの間に、委託者と契約内容について協議、確認することとする。
- (4) 優先交渉権第1位の事業者との契約前事前交渉において、明らかに提案と内容が逸脱していると判断した場合は、優先交渉権を破棄し、優先交渉権第2位の事業者との契約前事前交渉を行うこととする。優先交渉権第2位の事業者を同様に判断した場合は優先交渉権第3位の事業者との契約前事前交渉を行うこととし、優先交渉権第3位の事業者を同様に判断した場合は交渉を中止する。

協議、確認の内容は以下のとおりとする。

- 1 契約日について
- 2 契約期間について
- 3 契約額について
- 4 事業工程について
- 5 契約内容と仕様書との整合について
- 6 その他について
 - イ 追加して行う工事はないか
 - ロ 必要のない工事はないか
 - ハ イ、ロが発生したときに、契約額の変更が必要か
 - ニ その他、必要な協議、確認事項はないか